

成年後見制度施行 20 周年記念シンポジウム

基調講演 1

「任意後見制度と民事信託の連携」

～諸外国の任意後見制度と比較して～

講演者 新井 誠（中央大学法学部教授）

共催：日本司法書士会連合会

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

任意後見制度と民事信託の連携 — 諸外国の任意後見と比較して —

中央大学法学部教授

新井 誠

I 任意後見制度の生成と展開

1. 任意代理と任意後見の位置づけ

(1) 英米法

a) 「代理人の行為は本人の行為」
= 本人の意思能力喪失によって代理権失効

b) 持続的代理権の創設

米 Durable Powers of Attorney

英 Enduring Powers of Attorney, Lasting Powers of Attorney

I 任意後見制度の生成と展開

(2) ドイツ法

- a) 「行為者は代理人であり、その効果のみが本人に帰属」
= 本人の意思能力喪失によって代理権失効せず
- b) 持続的代理権の創設の必要性なし

1900年BGBに関する支配的見解

3

I 任意後見制度の生成と展開

2. 任意後見制度の発展プロセス

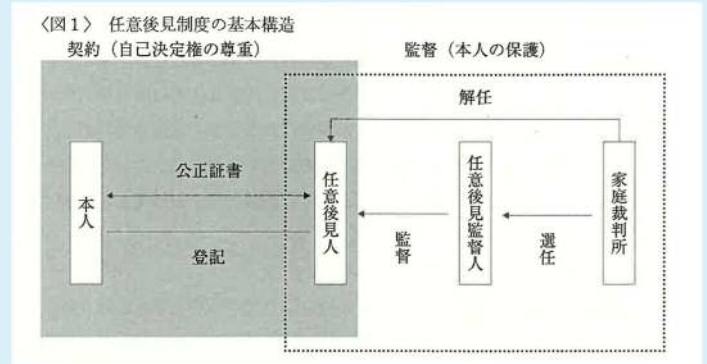
- (1) Uniform Durable Powers of Attorney Act, 1979 (米国)
- (2) Enduring Powers of Attorney Act, 1986 (英国)
- (3) 任意後見契約法、2000 (日本)

4

I 任意後見制度の生成と展開

(4) 任意後見契約法の特徴

- a) 自己決定権の尊重と監督
- b) 公正証書による授權
- c) 効力発効時期の明定
- d) 任意後見監督人の義務の明定



5

I 任意後見制度の生成と展開

3. 任意後見契約法制定をめぐる状況

- (1) 学界の通説
- (2) 法制審での議論

4. 制定の原動力

6

Ⅱ 任意後見制度の理念と現状

1. 理念
2. 統計からみた現状
別添資料（法務省）参照
3. 移行型の問題点
 - (1) 学界の通説
 - (2) 有権解釈
4. 障害者権利条約との親和性

7

Ⅲ 任意後見制度の促進

1. 広報活動
 - (1) 英国の事例
 - (2) ドイツの事例

8

Ⅲ 任意後見制度の促進

2. 移行型の問題点とその克服

(1) 原点に回帰した解釈論

- a) 比較法
 - 任意代理の理解の差異
 - 民事代理と商事代理

- b) 実定法の構造
 - 民法111条1項1号
 - 不動産登記法17条1号
 - 商法506条

9

Ⅲ 任意後見制度の促進

3. 利用促進のためのポイント

(1) 任意後見における意思能力のレベル

- a) 補助との差別化

- b) 理解

- c) 積極的な意思

- d) 積極的な検討

10

Ⅲ 任意後見制度の促進

(2) 任意後見における質的充実

- a) 身上配慮義務
- b) 医療行為の同意権
- c) 取消権
- d) 信託との併用

4. 制度趣旨に合致する対象者



Ⅳ 若干の提言

1. 「あんしんの3点セット」(品川成年後見センター)
2. 地域連携ネットワークとの協働
3. 法務局の活用



IV 若干の提言

4. 一部専門職、専門職団体、金融界への警鐘

- (1) Fiduciary duty
- (2) 業としての法律事務遂行の法的根拠
 - a) ドイツの事例
 - b) 任意後見人の最適任者は誰か？

13

V 任意後見制度と民事信託の連携

1. 信託の基本構造

- (1) 委託者から受託者への財産の移転
(民法の財産管理との差異)
- (2) 信託法は受託者規制法
- (3) 受益者の保護

14

V 任意後見制度と民事信託の連携

2. 信託の効果＝転換機能

- (1) 長期的管理機能
 - a) 意思凍結機能
 - b) 受益者連続機能
 - c) 受託者裁量機能
 - d) 利益分配機能
- (2) 集団的管理機能
- (3) 私益財産から公益財産への転換機能
- (4) 倒産隔離機能

15

V 任意後見制度と民事信託の連携

3. 改正信託法の内容

- (1) 法務省の説明
 - a) 受託者の義務の「合理化」
 - b) 受益者の権利行使の強化
 - c) 新たな信託類型の創設
- (2) 背景事情
 - a) 規制緩和
 - b) 証券化・流動化の促進

16

V 任意後見制度と民事信託の連携

4. 民事信託の意義

- (1) 福祉型信託のニーズ
- (2) 信託の本旨の徹底
- (3) 財産管理と身上保護との有機的結合
- (4) 任意後見制度と民事信託の連携

資料4

法務省における制度の周知, 不正防止の取組の現状等

令和元年12月
法務省民事局

(1) 調査の概要

- 任意後見制度に関して、登記記録の分析による調査を実施。また、日本公証人連合会(日公連)の調査を通じて、公証役場における制度の利用実態を把握
- 登記については、令和元年7月29日時点の登記記録を分析
- 日公連の調査については、平成30年10月及び11月の2か月間の約1900件の任意後見契約を対象として、全国の公証人に対し、その内容に関するアンケート調査を実施

法務省民事局「任意後見制度の利用状況に関する調査」より

19

(2) 基礎データ

- ① 任意後見契約の登記件数(閉鎖登記除く)
12万0962件(R1.7.29時点) ※閉鎖登記件数は2万0458件
- ② ①のうち任意後見監督人選任の登記がされている件数
3510件(R1.7.29時点)
- ③ 平成30年にされた任意後見契約の登記件数
1万2599件
- ④ 平成30年にされた任意後見監督人選任の登記件数
658件

法務省民事局「任意後見制度の利用状況に関する調査」より

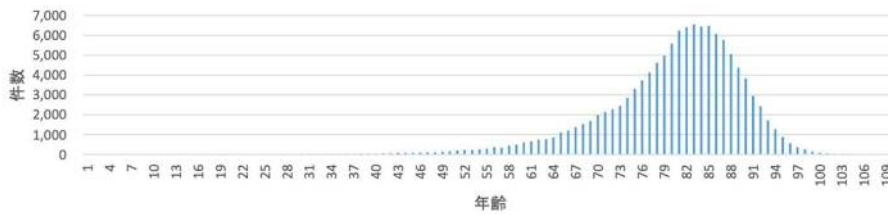
20

(3) 任意後見制度の利用状況に関する調査結果

任意後見契約締結時の本人の年齢

- ・ 令和元年7月29日時点の、登記されている(閉鎖登記を除く。)任意後見契約(約12万件)について、任意後見契約締結時の本人の年齢を調査。
- ・ 平均年齢約80歳。

任意後見契約締結時の本人の年齢



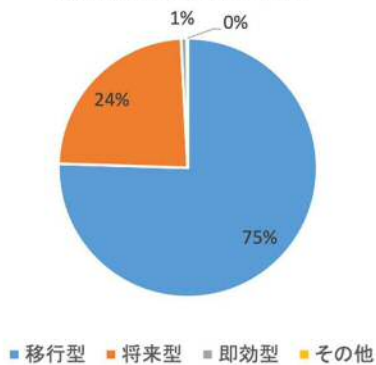
法務省民事局「任意後見制度の利用状況に関する調査」より

21

任意後見契約の種類

- ・ 平成30年10月及び11月の2か月の間、全国の公証役場において、新たに公正証書が作成された任意後見契約(約1900件)について、その種類を調査。

任意後見契約の種類



- ・ 最も多いのが移行型の契約であり、全体の約4分の3。
- ・ それ以外の契約のほとんど(全体の約4分の1)は、将来型の契約。

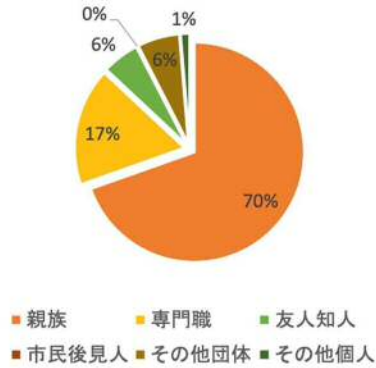
法務省民事局「任意後見制度の利用状況に関する調査」より

22

任意後見受任者の属性

・平成30年10月及び11月の2か月の間、全国の公証役場において、新たに公正証書が作成された任意後見契約(約1900件)について、任意後見受任者の属性について調査。

任意後見受任者の属性



・任意後見受任者の属性として最も多いのは、本人の親族であり、全体の約7割。
・次に多いのが専門職者であり、全体の2割弱。

法務省民事局「任意後見制度の利用状況に関する調査」より

23

任意後見監督人の選任状況

・令和元年7月29日時点の、①登記されている(閉鎖登記を除く。)任意後見契約、②登記が閉鎖された任意後見契約について、任意後見監督人選任登記の有無を調査。

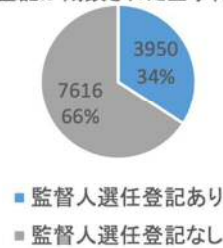
①閉鎖登記事件を除く全事件



②-1 登記が閉鎖された全事件



②-2 本人死亡により登記が閉鎖された全事件



法務省民事局「任意後見制度の利用状況に関する調査」より

24